

令和３年度小・中学校消費生活出前講座事業 企画提案コンペ仕様書

1 事業の目的

若年層の消費者トラブル未然防止のため、県内の小学生・中学生を対象に、特に現在トラブルの多いインターネットやスマートフォン等の「デジタルコンテンツ」に関する消費者トラブルの危険性について、注意を促すことを目的として出前講座を実施します。

また、中学生に対しては、令和４年４月に施行される改正民法の成年年齢引下げを見据えた啓発も併せて実施します。

2 事業の概要

(１) 実施期間

契約日から令和４年３月１８日（金）まで

(２) 実施場所

県内の小学校３校以上（同一市町内での実施は原則２校までとする。）

中学校７校以上（同一市町内での実施は原則２校までとする。）

なお、これにより難しい場合は、県担当課と協議を行い決定すること。

(３) 受講対象者

県内の小学生・中学生

受講対象として、小学生は高学年以上、中学生は全学年を原則とする。ただし、開催校の希望によってはこの限りではない。

(４) 講座内容

受講した児童・生徒が、インターネットやスマートフォン等のデジタルコンテンツに関する消費者トラブルの危険性について理解し、トラブルを回避する方法を習得できる内容とする。

なお、中学生に対しては、令和４年４月から施行される民法の成年年齢引下げを見据え、契約行為における未成年と成年の違いや契約時における注意すべき事項等を取り入れること。

(５) 講座回数

各学校１回

3 業務委託の内容

(１) 講座内容・実施方法の企画

ア 児童・生徒が、興味を持って受講できるような内容を企画すること。

特に、単なる講義形式ではなく、一般的な講義形式から差別化を図った内容とすること。

一例として演劇など児童・生徒が興味を持ち、伝わりやすい形式をとること。

なお、講座で取り上げる内容（事例、対応方法、説明内容等）については、講座実施前に県担当課と協議を行い決定すること。

イ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大など諸事情により、提案した内容での講座実施が困難となったときの代替案を予算の範囲内において提案できる場合は記載すること。

代替案がない場合もその旨、記載すること。

なお、講座実施回数が減った場合の委託料は、協議のうえ減額することとする。

(2) 講座の講師・出演者の選定、依頼、派遣にかかる一式（費用負担含む）

選定においては、日本国内の地方自治体が主催する小・中学生向けの講演、イベント等において実績のある者・団体に限る。

小学校と中学校で同内容・同出演者でなくても良い。また、必ずしも講義のための講師をおく必要はない。

派遣にかかる一切の費用は受託者が負担すること。

(3) 開催校の募集（依頼）、交渉、選定

出前講座を開催する小・中学校の選定にかかる募集、交渉（国公・私立学校、市町教育委員会等への働きかけ等を含む）、開催校の確保等の一切は受託者が行うこと。

なお、開催校の募集にあたっては、一部地域に偏らず、県内全域の小・中学校を対象に広く募集を行うこととし、事前に県担当課及び市町教育委員会等と十分協議をしたうえで選定すること。

また、選定にあたっては、県の提供する過去3年間の開催実績のある学校は除くことを原則とする。

(4) 各開催校との調整

開催にかかる小・中学校との開催日程・場所の決定にかかる調整の一切は受託者が行うこと。

(5) 講座実施にかかる機材調達、舞台設営・撤去

講座実施にかかる機材の調達、舞台設営・撤去の一切は受託者が行うこと。

なお、会場は全会場とも機材のない小・中学校の体育館等での開催を想定すること。

(6) 開催校における啓発活動

講座の企画内容に関連したもので、児童・生徒が講座で学んだことを保護者と一緒に振り返ることのできる消費者啓発チラシ又は啓発物品を作成して、開催する各学校の児童・生徒に配布すること。

(7) 委託業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための十分な対策を講じること。

(8) 業務実施報告書の提出

事業終了後、仕様書の内容を満たしていることが確認できる業務実施報告書を提出すること。

なお、業務実施報告書には必ず現場写真（講座実施中の様子等がわかるように撮影したもの）を会場ごとに載せること。

(9) 上記(1)～(8)の業務実施に付帯する業務

4 委託業務に係る特記事項

契約上限額の範囲内で、本仕様書3 業務委託の内容(1)～(8)に加え、小・中学校消費生活出前講座事業の目的達成に資する業務の提案がある場合にはそれを妨げない。

5 委託期間

契約日から令和4年3月18日（金）まで

6 契約上限額

4,622,200円（消費税及び地方消費税を含む）

7 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱(以下「落札停止要綱」という。)により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 連絡調整の担当者を1名以上配置できること。

8 不適格事項

次のいずれかに該当する時は、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 参加に際して事実と反する申込みや提案等の不正行為があったとき。
- (4) 提出書類が提出期限を超えて提出されたとき。
- (5) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 提出を求める資料及び提出部数

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書 【1部】
- (2) 提案事業者の組織概要(名称、所在、設立年月日、資本金、従業員数等)、組織体制(主な事業を含む)、沿革等がわかる資料 【8部】
- (3) 企画提案書 【8部】
 - A 4版・文字サイズ10ポイント以上とし、以下の内容を記載すること。
 - ア 提案コンセプト
 - イ 業務の実施体制(緊急時のリスク管理体制、個人情報を取り扱う場合には個人情報保護管理体制を含む。)
 - ウ 講座実施内容
 - (ア) 講座概要(取り扱うトラブルテーマを記載すること。)
 - (イ) 講座の実施方法と形式の工夫(提案した内容での講座実施が困難となった場合の代替案があれば記載すること。)
 - (ウ) 講師・出演者の選定理由
 - (エ) 開催校の募集方法と選定方法(具体的に記載すること。)
 - エ 全体スケジュール
 - オ 企画提案に関する有効な資料(過去5年間に類似業務を実施した実績がある場合は、当該業務の実施状況を一覧にし、その代表的なものについて資料を提出すること。)
 - カ その他提案に必要な事項
- (4) 設計書(見積書、費用内訳書) 【8部】(コピー可。ただし原本1部要)
様式は自由とするが、積算の内訳は大きく分類して一式とするだけでなく、費用の内訳を

可能な限り詳細に記載すること。

- (5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し 【1部】
- (6) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し 【1部】
- (7) 契約実績証明書 【1部】
過去3年間の、今回の委託金額と同規模程度(又は同規模以上)の契約実績について記載すること。
- (8) 登記簿謄本又は登記事項証明書(法人の場合、商号、所在地、代表者、(資本金等)の事項が記載されているもの)の写し 【1部】

10 企画提案資料等の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限：令和3年3月29日(月)16時(必着)
- (2) 提出場所：〒514-0004
三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階
三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班
- (3) 提出方法：上記提出場所に直接持参するか、郵送等により提出すること。
- (4) 受理の確認：企画提案資料等を郵送等にて提出する場合は、必ず提出期限までに到着するよう発送し、電話にて受理の確認を行うこと。

11 最優秀提案の選定方法

別に設置する「令和3年度小・中学校消費生活出前講座事業企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定要領に基づき審査し最優秀提案を選定する。

- (1) 業務遂行能力
 - ・業務の実施体制、開催校の募集・選定方法は適切か。
 - ・若年者向けの啓発活動の実績があるか。
 - ・消費者トラブルに関する知識を有しているか。
- (2) 企画性
 - ・確実に遂行できる企画・内容であるか。
 - ・独自のアイデアや最新の消費者トラブルの情報が盛り込まれているか。
 - ・中学生を対象としたものには、成年年齢引下げにかかる内容が盛り込まれているか。
 - ・提案した内容での講座実施が困難となった場合の代替案が提案されているか。
- (3) 独創性
 - ・一般的な講義形式から差別化を図った形式であるか。
 - ・受講対象者に合わせた創意工夫がみられる企画内容であるか。
- (4) 訴求性
 - ・事業の実施を受け、啓発効果が期待できるか。
 - ・楽しいだけでなく説得力があるか。
- (5) 計画性
 - ・業務のスケジュールは適切か。
 - ・県担当課や市町教育委員会等の関係機関との連絡体制は十分か。
 - ・必要となる経費が適切に見積もられているか。

1 2 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時

令和3年4月12日(月)

※プレゼンテーションの開始時間は提案者に対して個別に通知する。

(2) 場所

三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階研修室

1 3 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての提案者に対して速やかに通知する。

1 4 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

(1) 質問の期限

令和3年3月15日(月) 17時(必着)

(2) 質問の方法

電子メールで提出のうえ、担当課に電話で確認を行うこと。

(3) 質問に対する回答

質問者に回答するとともに、必要なものについては、三重県ホームページ上に掲載する。

1 5 個人情報の保護

(1) この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(2) 三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に、委託を受けた事務に従事している者、もしくは従事していた者等に対する罰則を規定しているため留意すること。

1 6 委託契約の締結

最優秀提案者と実施内容の詳細について協議のうえ委託契約を締結する。

1 7 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくす

る契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出すること。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。

(4) 契約は、三重県環境生活部くらし・交通安全課において行う。

18 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

19 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

20 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

21 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

22 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

23 その他

(1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。

(2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とする。

(3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。

(4) 提出のあった書類等は返還しない。

(5) 当該競争入札（見積）の落札決定の効果は、予算発効時において生じる。

24 担当課・連絡先

〒514-0004

三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階

三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班

TEL : 059-224-2400

FAX : 059-224-3372

E-mail : shouhi@pref.mie.lg.jp